

平成30年度 出張年金相談のお知らせ

和歌山西年金事務所が、湯浅町で偶数月第1木曜日に出張年金相談を行います。相談は完全予約制となっていますので、和歌山西年金事務所にお申し出ください。なお、その際は、基礎年金番号や相談内容について確認します。本人以外の方がお越しになる場合は、委任状が必要になるケースがありますので、事前に年金事務所でご確認ください。

実施日 **平成30年6月7日(木)**

実施時間 10時～15時（最終受付14時）

場所 湯浅町役場 1階 多目的室

予約受付 和歌山西年金事務所 お客様相談室

☎073-447-1660

注1) 出張年金相談では、主に年金給付に関する相談のみとなります。国民年金保険料の徴収、厚生年金適用関係の届書の受理等は行えません。

注2) 出張年金相談は完全予約制となります。予約が定員を上回った場合は、受付を中止させていただきます。

出張年金相談のメリット

- ▶ 普段、役場で受け付けてもらえない書類の提出が出来る
厚生年金に加入していた人や、第3号被保険者期間のある人の年金請求、遺族厚生年金の請求など、役場を経由しない請求書等の提出ができます。年金の請求には、それぞれの年金加入状況にあわせて異なる添付書類が必要ですので、ご予約の際に確認しておくことをお勧めします。
- ▶ 将来の年金受給見込額の試算をしてもらえる
年金の受取額は、それぞれの年金加入状況やもらい方（繰上・繰下請求）によって変わります。年金事務所への直接来訪、ねんきんネットを利用する方法などがありますが、この機会に、将来の生活設計の参考に、確認してみたいかがでしょうか。なお、見込額試算は、50歳以上の方に限られます。
- ▶ 個別の年金加入状況に応じた年金相談が受けられる
年金は、加入状況や納付状況、生年月日など、様々な条件が組み合わさった仕組みです。出張年金相談では、日本年金機構の保有する年金加入状況を元に、個別の事例に応じた相談が受けられます。

軽自動車税の減免申請について

住民生活課 税務係 1・2番窓口 ☎64-1106

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の日常生活に不可欠な生活手段となっている軽自動車について、一定の要件のもとに軽自動車税を減免する制度があります。減免を受ける場合は次のものを（用意のうえ、期日までに税務係へ申請をしてください）。

なお、減免は、身体障がい者等一人につき一台です。（普通自動車等も含む）

障がいの程度によって減免を受けられない場合がありますので、申請される方はあらかじめ税務係へお問い合わせください。

○提出期日
平成30年5月31日（木）

○減免申請に必要なもの

1. 手帳（交付されている次の手帳のいずれか）
 - ・身体障害者手帳
 - ・戦傷病者手帳
2. 療育手帳
3. 精神障害者保健福祉手帳
4. 運転免許証（身体障がい者等と生計を一にする方が運転する場合、運転者の免許証）
5. 印鑑（認印可）
6. 自動車検査証
7. 納税通知書
8. 生計同一証明書（身体障がい者等と生計を一にする方が運転する場合）
9. 常時介護証明書（身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する方が運転する場合）
10. マイナンバーカードまたは通知カード



防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、湯浅町以外の地域でも様々な手段を用いた情報伝達訓練が行われます。

(1) 訓練実施日時

5月16日(水)

11時ごろ



(※) Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

(2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	町内49か所に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 「これは、テストです。」×3 「こちらは、ほうさいゆあさです。」 下りチャイム音

お問い合わせ先 総務広報課 地域防災係 (16番窓口) ☎64-1108

湯浅町家庭教育支援チーム 文部科学大臣賞受賞

3月15日(木)、東京都渋谷区国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、湯浅町家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」が文部科学大臣賞を受賞しました。

この賞は、全国から25団体が選ばれ表彰されるもので、「とらいあんぐる」の10年にわたる活動内容と実績が評価され、今回の受賞に至りました。

